

クロマグロ北西太平洋 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013755

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

評価対象とした大中型まき網漁業、近海まぐろはえ縄漁業は公的なインプット・コントロールとして的大臣許可漁業であり、WCPFC の管理措置に従いこれら漁業を含め隻数管理やアウトプット・コントロールを徹底するため沿岸まぐろはえ縄漁業は大臣届出漁業、実質他の釣り漁業等の沿岸漁業においても広域漁業調整委員会承認漁業とされた (3.1.1 4 点)。TAC 管理は 30kg 未満の小型魚とそれ以上の大型魚に分けて行われており、定置に入網したマグロを逃避させる技術開発も実施されている (3.1.2 5 点)。WCPFC で決した、採捕してはならない魚種やそのための漁具の制限が、国内法令において条文化されている (3.1.3.1 5 点)。燃油量削減の取組が多く、沿海漁業協同組合では植樹や海浜清掃への取組が行っている (3.1.3.2 5 点)。

執行の体制 (3.2)

評価対象となる漁業種類は多いが、生息域をカバーした管理体制が確立し機能している (3.2.1.1 5 点)。監視体制については、国内のクロマグロ漁獲の数量管理もかつて一部混乱を経験したが、近年は運用が着実になされてきている。ポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについては、水産庁で一元化された。監視体制は十分機能している。クロマグロ等の輸出に際し、違法漁獲物の市場からの排除のため必要となる漁獲証明書制度導入は、WCPFC では遅れている (3.2.1.2 4 点)。漁業法関連法、省令に違反した場合、免許、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。TAC に関する違反についても同様である (3.2.1.3 5 点)。WCPFC、IATTC、ISC による管理目標、資源評価、管理措置の決定を踏まえて、我が国への TAC 制度の導入と定着等を順応的管理と見なした (3.2.2. 5 点)。

共同管理の取り組み (3.3)

太平洋クロマグロを漁獲する漁業者は、全て公的に特定できる (3.3.1.1 5 点)。実質すべての漁業者は、地元沿海漁業協同組合や業種別漁業協同組合、その他漁業関連協会等の団体に所属している (3.3.1.2 5 点)。我が国の海洋生物資源の資源管理指針の下で、漁業者は自主的に休漁等に取り組んでおり、漁業者が漁獲量管理のための認定協定を締結した県もある (3.3.1.3 5 点)。漁業構造改革総合対策事業において漁業者団体が課題をもって改革計画や実証事業を主導してきており、漁業者団体、沿海漁業協同組合（連合会）ではブランドクロマグロの創設や直売所等を運営し販路を促進している (3.3.1.4 5 点)。自主的及び公的管理への主体的な参画も進んでいる (3.3.2.1 5 点 3.3.2.2 5 点)。遊漁者による採捕量は都道府県別に定められた数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令が出された際には遊

漁者も命令対象となる。水産政策審議会資源管理分科会には遊漁者等利害関係者も参画している。太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議やステークホルダー会合が開催されている。WCPFC の年次会合や科学委員会等へも NGO が参加している（3.3.2.3 5 点）。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

クロマグロ太平洋を漁獲する主要な漁業に限って特定すべきであるが、漁業・養殖業生産統計からでは特定が困難なため、ここでは我が国による 2017 年のクロマグロ（大西洋クロマグロ（東大西洋、西大西洋）を含む）漁獲量（農林水産省 2018a）について検討して、対象漁業種類の特定を試みた。漁業・養殖業生産統計でいうクロマグロは、大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、大中型まき網 1 そうまきその他漁業、大型定置網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、ひき縄釣漁業、及びその他の釣漁業で主に漁獲されていた。しかし、WCPFC から公表されている漁獲量を参照すると、遠洋まぐろはえ縄漁業による太平洋クロマグロの漁獲量は極めて限られている

（SPC 2018）。このため、上記漁業・養殖業生産統計で抽出した漁業種類から遠洋まぐろはえ縄漁業を除いた漁業種類を、評価対象とした。ただし、遠洋まぐろはえ縄漁業の規則を近海まぐろはえ縄漁業等が準用する場合は、遠洋まぐろはえ縄漁業を含めて説明する場合がある。

② 評価対象都道府県の特定

大中型まき網 1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では青森県（太平洋北区）、宮城県、福島県、静岡県、三重県、長崎県、大中型まき網 1 そうまきその他漁業では石川県、鳥取県、島根県、大型定置網漁業では北海道（太平洋）、青森県（太平洋北区）、青森県（日本海北区）、岩手県、新潟県、石川県、島根県、長崎県、近海まぐろはえ縄漁業では宮崎県、沿岸まぐろはえ縄漁業では北海道（太平洋）、青森県（太平洋北区）、青森県（日本海北区）、ひき縄釣漁業では青森県（太平洋北区）、長崎県、およびその他の釣漁業では長崎県の漁獲量が多く、評価対象として特定する。以上の漁獲量で 2017 年の日本におけるクロマグロ漁獲量の 76%を占めている。漁業・養殖業生産統計では調査対象数が 2 以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置が施されている（農林水産省 2018b）。漁獲量が多い都道府県別漁業種類別漁獲量を評価対象として特定するについても困難な場合が多い。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。

1) 免許、承認証、許可証、および各種管理施策の内容

- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業、大中型まき網1 そうまきその他漁業（以上大中型まき網漁業）、近海まぐろはえ縄漁業（近海かつお・まぐろ漁業）は大臣許可漁業である。大型定置網漁業は定置漁業権に基づき操業しており、知事より免許される。クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業については免許数の抑制を図る（水産庁 2018a）、とされている。沿岸まぐろはえ縄漁業は大臣に届出が必要な漁業である。ひき縄釣漁業、及びその他の釣漁業のクロマグロの漁獲実績のある漁業は、沿岸くろまぐろ漁業と位置付けられ隻数管理が行われており、広域漁業調整委員会に申請し承認証の発給を受けて操業している（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十五号、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号、太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号、一部の道県の海区漁業調整委員会承認漁業は除く）。以上のようにインプット・コントロールが導入されている。本種は2018年からTAC対象魚種に追加され、指定漁業等の種類ごと、定置漁業等の知事管理分は都道府県ごとに漁獲量の上限が定められている（農林水産省 2019）。くろまぐろ養殖業については、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の拡大、生け簀の数や規模の拡大が行われないう管理する（水産庁 2018a）、とされている。以上のようにアウトプット・コントロールも導入されている。北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）の資源評価結果に基づき、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において我が国周辺水域を含む中西部太平洋のクロマグロの保存管理措置は決められ、それを踏まえて日本のTAC制度は運用されている。太平洋クロマグロの資源回復を図るための我が国の一連の取組は、くろまぐろの部屋（水産庁資源管理部管理調整課 2019a）にまとめられている。インプット・コントロールとアウトプット・コントロールが実施され、漁獲圧を制御できてきていると評価する。一方で、資源はゆっくり回復傾向にあるが非常に低い水準にあること（水産庁 2018a）、管理手法を改善しながら実施しているところから、4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

大中型まき網漁業、近海まぐろはえ縄漁業は指定漁業であり、農林水産大臣が事前にトン数や海域を公示し、漁業者からの申請を受けて船舶ごとに操業の許可証を発給している。30kg未満を小型魚、それ以上を大型魚とし、分けて管理することがWCPFCで決められ、国内の本種のTAC制度もそれに従って運用されている（農林水産省 2019）。定置網漁業では入網し

たクロマグロだけを逃がす技術開発と実証試験が各道県漁業者、県試験研究機関、大学、水産工学研究所の連携で実施されている（水産庁資源管理部管理調整課 2019b）。TAC 制度の中で魚体の大きさによる管理が導入されている等のテクニカル・コントロールの導入を評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 生態系の保全施策

3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

中西部太平洋条約海域においては、かつおまたはまぐろに係る大中型まき網漁業の操業（投網前に視認されるジンベエザメから一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止されている（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令）。また、遠洋かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として、当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならないとされ、例として、海亀の保存管理措置のための大型のサークルフックのみの使用、海鳥の保存管理措置のための漁具の制限、などが告示されている（「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」及び「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」について）。近海かつお・まぐろ漁業者についてもこの規定を準用する。沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者にも同様の制限が規定されている。中西部太平洋条約海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるクロトガリザメ、ヨゴレの採捕は禁止されている。近海かつお・まぐろ漁業においても同様である（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令）。沿岸まぐろはえ縄漁業においてはクロトガリザメ、ヨゴレの採捕は禁止されている（農林水産省 2017）。また水産庁では、科学オブザーバー計画の策定・評価及び委員会の設置、科学オブザーバーの育成・確保、科学オブザーバーの乗船配置、漁業情報等の収集管理・分析、まぐろはえ縄漁船の混獲回避漁具実証調査等のため、主に WCPFC 等まぐろ類の地域漁業管理機関による勧告、決定に対応するため漁業団体等と連携し科学オブザーバー調査分析事業を実施してきている。日本定置漁業協会では混獲の問題に取り組んできており、近年では沿岸漁業海亀混獲防止対策事業を東京海洋大学、NPO 法人日本ウミガメ協議会、製網会社、水産研究・教育機構と実施し、海亀の混獲状況の把握、混獲防止手法の開発等に取り組んできた（海亀混獲防止対策事業共同研究機関 2015）。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

3.1.3.2 生態系の保全修復活動

大中型まき網漁業では、運搬船を1隻削減、減速航行、係留時の機関停止、船底清掃等による燃油消費量の削減等に取り組んでいる（八戸漁業指導協会 2010, 境港市地域水産業再生委員会 2014）。定置漁業や沿岸まぐろはえ縄漁業、ひき縄釣漁業、その他釣漁業について評価対象道県となっている北海道、岩手県、新潟県、石川県、島根県、長崎県、青森県の道、県漁業協同組合連合会では、植樹活動（例えば北海道漁業協同組合連合会 2019）、海浜清掃活動（例えば石川県漁業協同組合 2019）に積極的に取り組んでいる。漁場の広域化による消費燃油量の増加が進む近海まぐろはえ縄漁業でも、定周波発電装置の設置、低抵抗性塗料の使用及び、潮流計の設置による省エネ航行に努め、消費燃油量を抑制することを協会が主導している（全国近海かつお・まぐろ漁業協会 2015）。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

太平洋のクロマグロは主に北緯20～40度の温帯域に分布し、熱帯域や南半球にもわずかながら分布がみられる、と報告されている。北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）により資源評価が更新され、2017年に中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）で採択された漁獲制御ルールに基づいて、ISCでは漁獲制御ルールで定められた漁獲枠の増加が可能となる条件を満たしつつ、どの程度漁獲枠を増加できるのかを示す選択肢も提示した（中塚ほか 2019）。地域漁業管理機関としては、全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）も本資源を取り扱う。これら地域漁業管理機関等には、水産庁国際課がかつお・まぐろ漁業室を中心に連携している。本資源は日本、メキシコ等がまき網、定置網、はえ縄漁業等で漁獲している。大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ漁業および大中型まき網1そうまきその他漁業は大臣許可大中型まき網漁業として水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室、管理調整課で指導、監督している。近海まぐろはえ縄漁業は近海かつお・まぐろ漁業として国際課かつお・まぐろ漁業室が所管している。沿岸まぐろはえ縄漁業は大臣届出漁業であり、国際課かつお・まぐろ漁業室が所管している。北海道については海区漁業調整委員会承認漁業となっている。ひき縄釣り漁業やその他の釣り漁業については実質広域漁業調整委員会の承認漁業となってお

り、定置漁業については知事が管轄している。ひき縄釣り漁業やその他の釣り漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業者は沿海漁業協同組合、その上部組織は県レベルでは漁連、全国漁業協同組合連合会となる。大型定置網漁業者のうち殆どは、沿海漁業協同組合に属し、併せて県段階の定置漁業協会、日本定置漁業協会も上部組織となる。大中型まき網漁業者は海区のまき網漁業者団体（例えば北部太平洋まき網漁業協同組合連合会）に属し、一部太平洋中部海域で操業を兼ねる漁業者は海外まき網漁業者協会にも所属する。上部組織は全国まき網漁業協会となる。近海まぐろはえ縄漁業者は全国近海かつお・まぐろ漁業協会、また多くは沿海の漁業協同組合にも所属している。太平洋クロマグロについては、多くの地域機関、国内組織において、海域や漁業種類等で補完しつつ管理がなされており、特に近年では TAC 管理に向けて認定協定を締結し、自主的な管理組織が築かれている県もある。生息域をカバーした管理体制が確立し機能していると評価し、5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

水産庁では適切な資源管理及び漁業秩序の維持等のため、2018 年に漁業取締本部を設置して漁業取締体制を強化し（水産庁 2018b）、取締りに関する具体的な対処の在り方として、国際機関等との連携による違反操業の防止等を挙げている（水産庁漁業取締本部 2019）。定置漁業、釣漁業にあっても、主に道県漁業取締当局が監視している。また、共同取締りなど国際的な枠組みも用いつつ、違反操業の防止に海上取締りで適切に対応している。大中型まき網漁業等の取締りは、漁業取締本部と同支部（漁業調整事務所）が連携して当たっている。国際漁業の監視のために、主に水産庁照洋丸、東光丸、白竜丸が出動している。マグロ関連の公海操業等の操業漁船にのみ義務付けられていた衛星船位測定送信機の設置と常時作動について、2017 年の前回一斉更新に際してすべての大臣許可漁船へ義務付けることとなった（水産庁 2017a）。大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業では農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めたときは、オブザーバーを乗船させなければならない（農林水産省 2018c）。大臣許可漁業の漁獲成績報告書の提出は 100% である。また本種は TAC 魚種であり、定置網漁業についても迅速な漁獲報告が必要である。ひき縄漁業、その他釣り漁業においても沿岸くろまぐろ漁業として広域漁業調整委員会から承認されており、漁獲実績の報告が義務付けられている。定置網漁業、釣り等の監視は主に県監視当局が実施している。外国漁船の寄港国としては、港湾における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関や関係諸国との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力している。我が国においても平成 29 年度に、寄港国の効果的な措置の実施により、IUU（違法・無報告・無規制）漁業を防止・抑止・排除するための違法漁業防止寄港国措置（PSMA）協定の効力が発生している（水産庁 2017b）。まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの

供給の安定に資することを目的として制定された「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年六月二十一日法律第百一号）」第10条に基づくポジティブリストの掲載漁船で漁獲されたことの証明書等による冷凍まぐろ類等の輸入事前確認手続きについては、水産庁への一元化が2018年4月1日から開始されている（水産庁国際課 2019）。国内のクロマグロ漁獲の数量管理はかつて一部で混乱を経験したが、近年は着実に運用されている。監視体制は十分機能している。過年度の数量管理の不徹底に関する見極めが継続していること、クロマグロ等の輸出に際して違法漁獲物の市場からの排除に必要となる漁獲証明書についての制度導入は、他地域漁業管理機関では導入済みであるが WCPFC では遅れていることを踏まえ、4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法、省令に違反した場合、免許、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。TAC に関する違反についても同様である。罰則規定としては有効と考えられる。外国関係水域における違法操業については、当該国の法に従い臨検、拿捕の対象となる。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

WCPFC、IATTC、ISC による管理目標、資源評価、管理措置の決定を踏まえて、国内のTAC 制度等を運用している。管理の結果は引き続く年の資源評価に反映され、必要において管理措置等は改訂される。順応的管理は資源評価、漁業管理手法の改善を促すと考えられる。近年の管理機関、関係機関での管理目標の決定、資源評価、管理措置の協議、これを踏まえての我が国へのTAC 制度導入に先立つ管理措置、TAC 制度の導入等と定着等を順応的管理と評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

大中型まき網、近海まぐろはえ縄漁業は大臣許可漁業、定置網漁業は知事免許漁業権漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業は海区漁業調整委員会の指示による漁業となっていない場合は大臣届出漁業、ひき縄、その他釣り漁業を含めて少なくともクロマグロの漁獲実績のあるものは沿岸くろまぐろ漁業として広域漁業調整委員会承認漁業となっている。このため太平洋クロマグロを対象に操業する漁業者はすべて特定できる。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

大中型まき網漁業は、操業海域により山陰旋網漁業協同組合、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会等に、また操業海域を太平洋中央海区と兼ねる当業船の場合は海外まき網漁業協会にも所属している。近海まぐろはえ縄漁業者は、全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属している。多くの近海まぐろはえ縄漁業者は、沿海漁業協同組合にも所属している。大型定置網漁業者の大方は、沿海漁業協同組合、県定置網漁業協会に所属している。沿岸まぐろはえ縄、ひき縄、その他釣り漁業者は、沿海漁業協同組合に所属している。実質全ての漁業者が漁業者組織に所属している。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

大中型まき網漁業、近海まぐろはえ縄漁業者は国の定める資源管理指針（水産庁 2018a）の下で、休漁等の自主的資源管理措置（水産庁 2014）を定め、実施している。道県作成の資源管理指針と資源管理計画では、大型定置網漁業、ひき縄漁業等で休業が行われ、一部漁具規制の実施地域もある。漁獲量の管理はTAC制に移行し、TAC制での公的運用に当たっては、海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」については、都道府県計画に従うこととなる（農林水産省 2019）が、この中で緊急報告体制等に必要な地元漁業協同組合内及び漁協と県当局との間の連絡については、漁業者組織が活用されている。また都道府県計画で促され、定置網漁業者等による自主的なクロマグロ漁獲管理に取り組むため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（資源管理法）の規定により知事の認定を受けた認定協定が漁業者間で締結された県もあり、当該県では、漁業者が協定を締結し自ら団体として自主的に漁獲量管理を実施している。定置網漁業では、入網したクロマグロだけを逃がす技術開発と実証試験が各道県漁業者、県試験研究機関、大学、水産研究・教育

機構・水産工学研究所の連携で実施されており（水産庁資源管理部管理調整課 2019b）、漁業者、漁業者団体も主体的に協働している。以上の活動を評価し、5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

大中型まき網1 そうまき近海かつお・まぐろ漁業では、漁業構造改革総合対策事業において静岡県の大中型まき網漁業者が所属する静岡県旋網漁業者協会が静岡県旋網漁業地域プロジェクト改革計画を主導してきた（静岡県旋網漁業者協会 2009）。三重県の大中型まき網漁業者が所属する三重外海漁業協同組合では、漁業構造改革総合対策事業において三重外湾地域プロジェクト改革計画を主導した（三重外湾漁業協同組合 2013）。漁業構造改革総合対策事業において、石川県の大型定置網漁業者が所属する石川県漁業協同組合では、能都地域プロジェクト改革計画を収益性の改善の実証事業として主導してきた（石川県漁業協同組合 2014）。長崎県の大型定置漁業者が所属する五島漁業協同組合では、五島定置地域プロジェクト改革計画を改革型漁船の導入による実証事業として主導してきた（五島漁業協同組合 2015）。漁業構造改革総合対策事業において、宮崎県の近海かつお・まぐろ（まぐろはえ縄）漁業者が所属する全国近海かつお・まぐろ漁業協会では、近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画を主導してきた（全国近海かつお・まぐろ漁業協会 2014）。山陰の大中型まき網1 そうまきその他漁業者で構成する山陰旋網漁業協同組合では、境港に直営販売店を運営し、水揚げ漁獲物の販売促進を図っている（山陰旋網漁業協同組合 2019）。全国漁業協同組合連合会等が運営するプライドフィッシュに、青森県の沿岸まぐろはえ縄で漁獲される深浦マグロが登録されている（全国漁業協同組合連合会 2019）。2001～2003 年度に責任あるまぐろ漁業推進機構が中心となり、水産物のエコラベリング・システム（国際的な資源管理措置を遵守し漁獲されたマグロ類等であることを消費者が識別できるような表示の仕組み）の検討や試験実施を推進したが（農林水産省 2002, 2003, 2004）、これが日本への水産関係のエコラベル導入の始まりと言える。これは便宜置籍漁船による漁獲物を市場から排除するための事業であった。以上の漁業者組織が全面的に活動を行っていると評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

WCPFC の年次会合、同北分科会、IATTC 等の会合に、全国近海かつお・まぐろ漁業協会

等のかつお・まぐろ漁業者団体から代表が出席している。関連漁業者団体は、すべての会合に出席している訳ではないが、全国近海かつお・まぐろ漁業協会等から複数の団体に対応している。地域漁業管理機関の年次会合は5日程度の会期となる。全国近海かつお・まぐろ漁業協会、沿海漁業協同組合にも、部会、理事会、総会がある。水産庁やISC開催の「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」、「ISC 太平洋クロマグロ MSE（管理戦略評価）ワークショップ」等への出席、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の傍聴も必要であり、クロマグロ TAC の自主的管理のための会合も開催された。年間24日以上自主的管理に係る会合に参加していると考えられる。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

太平洋広域漁業委員会には漁業者代表委員として青森県、三重県の大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ漁業、大中型まき網1そうまきその他漁業者が参画している（水産庁2019a）。日本海・九州西広域漁業調整委員会には鳥取県、長崎県等の大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ漁業、大中型まき網1そうまきその他漁業者が参画している（水産庁2019b）。両広域漁業調整委員会には各道県から定置漁業、一部の近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、ひき縄釣漁業、その他の釣漁業が存する道府県互選委員が参画している。水産政策審議会資源管理分科会には、大方の定置漁業、多くの近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、ひき縄釣漁業、その他の釣漁業の漁業者が所属する沿海漁業協同組合の上部組織である全国漁業協同組合連合会から理事が、大中型まき網1そうまきその他、大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ漁業者の組織である福島県旋網漁業協同組合、山陰旋網漁業協同組合、日本遠洋旋網漁業協同組合の理事、課長等が出席している（水産庁2019c, 2019d）。適切に参画していると評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）についても、その管理は沿岸漁業者の管理に準ずることを基本とし、国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を行う（水産庁資源管理部管理調整課2019c）とされている。都道府県は管内漁業者へ管理の取組を指導した際には管内遊漁船業者に対しても同様の指導を行うこととなっている。遊漁者による採捕量は都道府県別に定められた数量に含まれるため、当該都道府県知事の採捕停止命令（資源管理法第10条関係）が出された際は遊漁者も命令対象となる（農林水産省2019）。道県の海面利用協議会、海面利用調整部会等においては遊漁者等を含めた委員構成がなされ、漁業と海洋性レクリエーシ

ョンとの調整に関することが協議されており、クロマグロの資源管理の説明、協力要請がなされてきている（例えば北海道 2018a, b）。全日本釣り団体協議会においても、逐次 TAC の管理状況をウェブサイト（全日本釣り団体協議会 2019）で伝達し、釣行前には必ず各都道府県におけるクロマグロ採捕状況等を水産庁ウェブサイト（水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室 2019）を確認して下さい、と呼び掛けている。流通加工業者や消費者等の幅広い理解と協力も不可欠であり、水産庁は「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」を毎年開催しており、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について等を説明した後に参加者と意見交換の場を持っている（水産庁 2018d）。これに加えて、2019 年からは「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第 15 回北小委員会」に向けた北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（ISC）での検討状況等に関する説明会が実施される予定という（水産庁 2019d）。また、国外・国内の関係者（ステークホルダー）を対象とする北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（ISC）主催の「ISC 太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合」、「ISC 太平洋クロマグロ MSE（管理戦略評価）ワークショップ」の開催に際しては、水産庁から関係者へ向けて参加案内が発せられてきた（水産庁 2017c, 水産庁 2018c）。クロマグロは TAC 対象種あり、TAC 等について審議する水産政策審議会資源管理分科会には、水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、自然保護団体から委員、特別委員が参画している（水産庁 2019c）。その資源管理分科会にはくろまぐろ部会が設置され、クロマグロの漁獲可能量の配分方法が調査審議された結果を分科会で議決した。WCPFC の年次会合や科学委員会等へも NGO が参加している。くろまぐろの部屋（資源管理部管理調整課 2019a）では水産庁としては、「漁業者の皆様をはじめ、流通加工業者、消費者などの皆様の声を反映させ管理手法を常に改良しながら進めていくこととしています。」と表明されている。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

引用文献

五島漁業協同組合（2015）五島定置地域プロジェクト改革計画書 www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H271007_gotouteiti.pdf

八戸漁業指導協会（2010）八戸地域プロジェクト改革計画（大中型まき網漁業）
http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220830_hachinohe_maki2.pdf, 2019/07/31

北海道漁業協同組合連合会（2019）育てよう北海道の豊かな海と森 守ろう安全・安心な食の環境 <https://sakana-fuyasu.jp/index.shtml>, 2019/07/31

北海道（2018a）第 10 期第 2 回北海道海面利用協議会議事概要

www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1089125, 2019/07/31

北海道（2018b）第10期第3回北海道海面利用協議会議事概要,
www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1133682, 2019/07/31

石川県漁業協同組合（2019）環境生態系保全活動 <http://www.ikgyoren.jf-net.ne.jp/katsudou.html>, 2019/07/31

石川県漁業協同組合（2014）能都地域プロジェクト改革計画書、www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H260903_kagosima_teiti.pdf

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成八年六月二十一日法律第百一号）http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail_main?re=01&vm=01&id=2337, 2019/07/31

三重外湾漁業協同組合（2013）三重外湾地域プロジェクト改革計画書、www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_miegaiwan_nayaura_daityumaki_hennkou.pdf

中塚周哉・福田漢生・西川水晶・田中庸介（2019）クロマグロ 太平洋 *Pacific Bluefin Tuna, Thunnus orientalis*、平成30年度国際漁業資源の現況、水産庁・国立研究開発法人 水産研究・教育機構. http://kokushi.fra.go.jp/H30/H30_04.pdf, 2019/07/31

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十五号
www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siji/attach/pdf/index-21.pdf, 2019/07/31

農林水産省（2002）平成13年度水産白書 129. http://www.library-archive.maff.go.jp/viewer/200210276_0001

農林水産省（2003）平成14年度水産白書 129. http://www.library-archive.maff.go.jp/viewer/200210276_0001

農林水産省（2004）平成15年度水産白書 140. www.library-archive.maff.go.jp/viewer/200238251_0001

農林水産省（2017）特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の一部改正について（諮問第289号）
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170830-12.pdf>, 2019/07/31

農林水産省（2018a）平成29年漁業・養殖業生産統計（概数）

農林水産省（2018b）海面漁業生産統計調査の概要 利用上の注意
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyousei/gaiyou/index.html#13, 2019/07/31

農林水産省（2018c）指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=338M50010000005&openerCode=1

農林水産省（2019）海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第5管理期間） 2018年12月27日公表, 2019年6月11日一部改正
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/attach/pdf/181227-26.pdf, 2019/07/31

境港市地域水産業再生委員会（2014）浜の活力再生プラン
http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/attach/pdf/24.tottori/ID1124003_tottori_sakaiminato.pdf, 2019/07/31

山陰旋網漁業協同組合 (2019) さんまき漁協直売店 <http://sanmaki.ocnk.net/>, 2019/07/31

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号 www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siji/attach/pdf/index-22.pdf, 2019/07/31

静岡県旋網漁業者協会 (2009) 静岡県旋網漁業地域プロジェクト改革計画, http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220331_shizuoka%20makiami.pdf

SPC (2018) WCPFC Tuna Fishery Yearbook 2017 - Excel files, <https://www.wcpfc.int/doc/wcpfc-tuna-fishery-yearbook-2017-excel-files>

水産庁 (2014) 水産資源の状況及び資源管理施策の現状について (1) 我が国における資源評価と資源管理施策について、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/other/pdf/data4-1.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2017a) 平成 29 年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-9.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2017b) 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」(違法漁業防止寄港国措置協定) の加入書の寄託について http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170519_16.html, 2019/07/31

水産庁 (2017c) 「ISC 太平洋クロマグロに関するステークホルダー会合」の開催及び参加について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/170228.html>, 2019/07/31

水産庁 (2018a) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針 <http://www.jfa.maff.go.jp/form/attach/pdf/kanri-5.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2018b) 漁業取締本部の設置について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf>, 2018/1, 2019/07/31

水産庁 (2018c) 「ISC 太平洋クロマグロ MSE(管理戦略評価)ワークショップ」の開催及び参加について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/180507.html>, 2019/07/31

水産庁 (2018d) 太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議平成 30 年 8 月 24 日議事概要 www.jfa.maff.go.jp/j/study/enoki/attach/pdf/kuromaguro-4.pdf, 2019/07/31

水産庁 (2019a) 第 30 回太平洋広域漁業調整委員会配付資料 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿 www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-91.pdf, 2019/07/31

水産庁 (2019b) 第 33 回日本海・九州西広域漁業調整委員会配付資料 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿 http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-108.pdf, 2019/07/31

水産庁 (2019c) 水産政策審議会 第 95 回 資源管理分科会 配付資料 水産政策審議会 資源管理分科会 委員名簿 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/190605-2.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2019d) 水産政策審議会 第 94 回 資源管理分科会 配付資料 水産政策審議会 資源管理分科会 委員・特別委員名簿 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/190424-8.pdf>, 2019/07/31

水産庁 (2019d) 「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 15 回北小委員会」に向けた北太平洋まぐろ類国際科学小委員会 (ISC) での検討状況等に関する説明会の開催について

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190702.html> , 2019/07/31

水産庁漁業取締本部（2019）漁業取締方針
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-24.pdf>, 2019/07/31

水産庁国際課（2019）まぐろ類の輸入について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/enyou/tuna/>, 2019/07/31

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室 クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html, 2019/07/31

水産庁資源管理部管理調整課（2019a）くろまぐろの部屋
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/bluefinkanri.html, 2019/07/31

水産庁資源管理部管理調整課（2019b）定置網における漁獲抑制の取組について 水産工学研究所 定置網におけるクロマグロ漁獲抑制の取り組み
http://nrife.fra.affrc.go.jp/seika/kuromaguro/kuromaguro_index.html, 2019/07/31

水産庁資源管理部管理調整課（2019c）農林水産省 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画関係 および都道府県における海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（都道府県計画） http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/181227.html, 2019/07/31

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」及び「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件」について（webで参照できない, 2019/07/31）

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号 www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_siji/attach/pdf/index-20.pdf, 2019/07/31

海亀混獲防止対策事業共同研究機関（2015）平成 27 年度 沿岸漁業海亀混獲防止対策事業 事業報告書
http://www.maff.go.jp/j/budget/yosan_kansi/h27itaku_seika_butu/attach/pdf/h27itaku_seika_ippan-60.pdf, 2019/07/31

全国近海かつお・まぐろ漁業協会（2014）近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画書、www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H280308_kinkaikatuo2_nitinan_hennkou.pdf, 2019/07/31

全国近海かつお・まぐろ漁業協会（2015）近海かつお・まぐろ地域プロジェクト改革計画書 http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H271007_hyuga_maguro.pdf, 2019/07/31

全国漁業協同組合連合会（2019）全国のプライドフィッシュ 深浦マグロ <http://www.pride-fish.jp/JPF/pref/detail.php?pk=1401186268>, 2019/07/31

全日本釣り団体協議会（2019）お知らせ etc. <http://www.zenturi-jofi.or.jp/>, 2019/6/28.